

平塚市森林整備計画書

計画期間 自 令和5年4月 1日
至 令和15年3月31日

神奈川県

平塚市

N

市町村位置



縮尺：10万分の1

(凡例)

河川



森林計画区界



市町村界



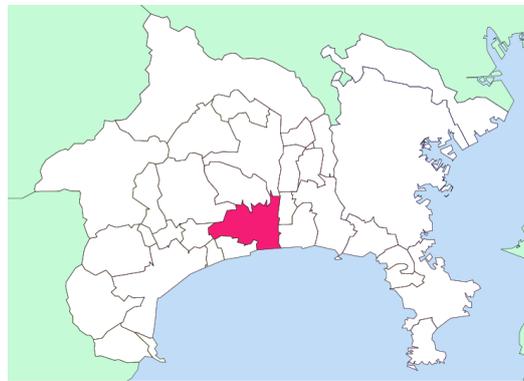
民有林



鉄道



※



50km

神奈川県全図

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3	その他必要な事項	11

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	11
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	11
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	12
5	その他必要な事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	12
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	12
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	12
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	12
3	作業路網の整備に関する事項	12
4	その他必要な事項	13
第8	その他必要な事項	13
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	13
Ⅲ	森林の保護に関する事項	13
第1	鳥獣害の防止に関する事項	13
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	13
2	その他必要な事項	13

第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	14
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	14
2	鳥獣害対策の方法（第1に該当する事項を除く）	14
3	林野火災の予防の方法	14
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	14
5	その他必要な事項	14
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	15
1	保健機能森林の区域	15
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	15
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	15
V	その他森林の整備のために必要な事項	15
1	森林経営計画の作成に関する事項	15
2	生活環境の整備に関する事項	15
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	15
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	16
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	16
7	その他必要な事項	16

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県の中南部に位置し、東西に12.25km、南北に10.00km広がり、その面積は6,788ha(注)である。このうち県が策定した地域森林計画の対象となる民有林の面積は460.28haであり、そのなかでマツを主体とした人工林面積は38.70haであって、人工林率は8.4%と県平均の約40%より大幅に低い値である。また、市内の森林は各地に分散しており、施業の共同化が困難な状況にある。他にも、生活様式の変化や、人手不足等により雑木林の間伐などの手入れがされなくなり、山林の荒廃が進んでいるという問題もある。

しかしながら、森林には山地災害の防止、生活環境の保全や地球温暖化に対する二酸化炭素の吸収源等の様々な機能があり、また、松くい虫やナラ枯れによる被害が発生していることから、本市においてもこれら森林の保全と活用を推進していくために計画を策定するものとする。

なお、本計画は、森林法第10条の5における「市町村森林整備計画」に基づくものであり、「平塚市都市マスタープラン」、「平塚市環境基本計画」、「平塚市緑の基本計画」などの法定計画と整合を図るものである。

注) 地域森林計画においては、本市面積を国土地理院が発表する6,782haとしているが、「平塚市都市マスタープラン」、「平塚市環境基本計画」、「平塚市緑の基本計画」などの法定計画と整合性を保つため、6,788haを用いることとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源構成等を踏まえ、森林を公益的機能別施業森林に区分し、市民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る森林について「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域設定をする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

区 域	森林整備の基本的な考え方	森林施業の推進方策に係る基本的な考え方
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する効果のある森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した森林。	多様な森林、潤いのある自然景観の保全や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採の基本的な考え方

原則として択伐又は、小面積かつ分散的な皆伐で行うものとし、皆伐を行う場合は2 ha以下を標準とし、最大でも20 ha以下とすること。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこと。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20 haごとに保残帯を設け適格な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 伐採の標準的な方法

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・抛出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林野整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえて行う。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね20° 以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜地 〔概ね20～35° 〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤード等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
急峻地 〔概ね35° 以上〕	④ 架線系	(架線集材) タワーヤード 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね35° 以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、その他自然条件に適した郷土樹種及び品種

注) 無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択すること。また、上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	

注1) 複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

注2) マツについては、松くい虫対策で「抵抗性マツ」の植栽を進める。

注3) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を判断する。

注4) 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。秋植えは苗木の根の生長が鈍化した10月～12月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採後の跡地について人工造林による更新を行う場合は、森林の有する公益的機能の維持及び早期の回復のため、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年以内に更新を行うものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4に基づき、森林の適切な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性の在来種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
天然更新の対象樹種全て	10,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所を刈り払う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽掻き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が概ね0.3m（※周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

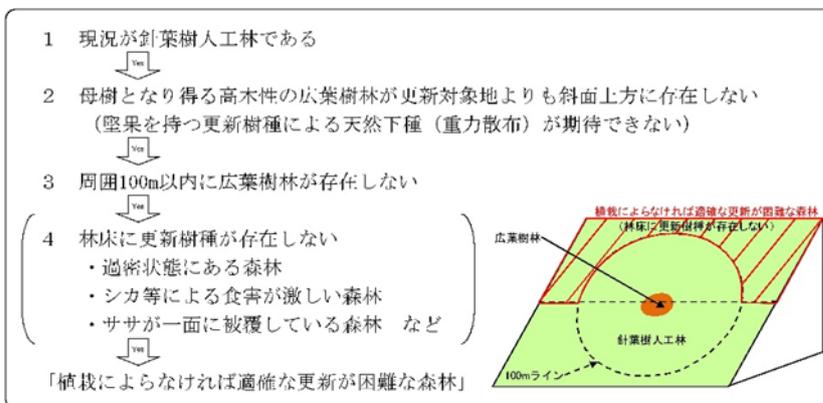
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4に基づき、次のア～エに掲げる要件をすべて満たす森林とする。

- ア 現況が針葉樹人工林である。
- イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない(堅果を持つ更新樹種による天然下種更新(重力散布)が期待できない。)
- ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- エ 林床に更新樹種が存在しない(過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など)。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。



(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

必要に応じて現地確認等で明らかにする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外に伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を次のとおり定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

樹種	期待成立本数
天然更新の対象樹種全て	10,000 本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の標準的な方法 【長伐期施業】

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢					標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	2,500～ 3,500	15年	22年	30年	42年	55年	① 開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ② 間伐率 各回とも20～35%の率で林分により調整し、実施する。 ③ 間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④ 回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ	2,500～ 3,500	18年	25年	35年	47年	60年	スギの①～④に準ずる。	

標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8年	13年
ヒノキ	9年	13年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢			標準的な方法
		初回	2回目	3回目	
下刈	スギ ヒノキ				下刈は、造林木が雑草より抜き出るまで行い、その回数は植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りをあわせて行う。
除伐	スギ	10年			除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の成育に支障となるかん木類や、つるを除去する。 また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
	ヒノキ	10年			
枝打	スギ	9年	13年	17年	枝打は、最下枝の直径が7～8cmになった時実施する。 枝打は、丁寧に幹を傷つけないよう、また枯枝を残さないように仕上げる。
	ヒノキ	10年	15年	20年	

注) 4回目以降は、必要に応じて実施する。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アで掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図るため、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
全 域	80年	90年	70年	100年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 施業の方法

該当なし

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	平塚市全域 林班No. 1～9	460.28ha
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	平塚市全域 林班No. 1～9	460.28ha
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	

注) 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

区 分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		平塚市全域 林班No. 1～9	460.28ha
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本市の森林は小規模かつ分散しているため、制度活用の予定はない。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし

イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

神奈川県ニホンジカ管理計画の計画対象区域においては、ニホンジカによる森林被害が生ずるおそれがあることから、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、森林の的確な更新及び造林の着実な育成を図るため、農業被害対策と連携・調整に努める。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全対象森林	460.28

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

保護樹帯林の設置や広葉樹林、混交林など多様な森林づくりの推進等により、病虫害害、気象災害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるものとともに、特に、松くい虫やナラ枯れによる被害及び森林火災への対策を積極的に推進する。

1 森林病虫害等の駆除及び予防

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、松くい虫被害については、松くい虫被害対策地区の松林において集中的かつ継続的な防除対策を徹底的に実施する。

また、防除の実施にあたっては市民の生活環境に配慮し、予防対策として樹幹注入による防除を推進するとともに、駆除対策としては、特別伐倒駆除（被害木の伐倒及び焼却等）を実施する。新たに開発された効果の高い駆除方法に対しては導入を積極的に検討し事業を推進する。

なお、被害松林の再生には、松くい虫に抵抗性を有するマツの苗木の植栽に取り組んでいく。

加えて、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法(第1に該当する事項を除く。)

該当なし

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・市の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「森林等の火入れに関する規則」に基づくこと。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

該当なし

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

里山エリアに数多く点在する資源を緑道や散策ルートなどでつなぎ、また新たな拠点を形成する等、観光やレクリエーションの機能を高めていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

身近なみどりを再生し継承するゾーンとして、里山林等の保全・活用、ふれあいを推進していく。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

住民ボランティアの参加を得て、雑木林の下草刈り、間伐や落ち葉かき等の荒廃山林の再生・保全活動を推進していく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし

付属資料

- 森林整備計画概要図(縮尺：25,000分の1)